



# まもろうネットニュース第9号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：平成31年1月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）



## 〇登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました！



昨年12月11日(火)に市民会館中ホールにおいて、平成30年度 登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました。

始めに、登別市消費生活センター長から昨年度の登別市の消費生活相談件数や被害の傾向の報告をいたしました。依然として、60歳以上の方からの相談が大半を占めており、高齢者からの消費生活相談が高い状況となっております。

その後、のぼりべつ法律事務所の八木橋 俊輔弁護士を講師としてお招きし、「近時の高齢者被害の実態について」と題してご講演いただきました。

消費者被害の実態について、全国的な事例を挙げて説明していただきました。

当日は、様々な事業所（介護事業所や郵便局等）、児童・民生委員、町内会から78名が参加しました。

今回で3回目となる定例会議でしたが、また来年度に向けて充実した時間を作れるよう考えていきたいと思えます。



## 〇平成30年度 消費生活サポーター研修に出席しました！

消費生活センターの職員が、昨年12月14日（金）に東京都にある国民生活センターで開催された「消費生活サポーター研修～地域の見守りネットワーク推進のための講座～」に出席しました。消費者被害防止ネットワークの必要性や、充実に向けての他市の取組等について詳しく学ぶことができました。本研修で学んだ知識を生かして、まだ立ち上げから間もない登別市消費者被害防止ネットワークを更に活性化していけるよう、これからも努力して参りますので、構成機関の皆さんのご協力の程をよろしくお願いいたします！



**見守り、気づき、  
登別市消費生活センター（☎85-3491）まで繋いでください！**

## ○消費生活センターに寄せられた相談事例

Q：8カ月前に契約した新聞

配達が始まっても解約できる？

8カ月前、自宅に女性が訪問し、新聞を勧められた。他紙を取っていると断ったが、米5kgを玄関において、何度もお願いしますと言われた。その後、男性も来てさらに米5kgを置かれ、半年でいいからとつくづく言われ、断りきれずに契約書に名前を書いた。今月から配達されているが、10日前に目の病気がわかり、小さい字は読めなくなったので新聞をやめようと思う。今月末で解約させてほしい。(80代 女性)



【消費者庁イラスト集より】

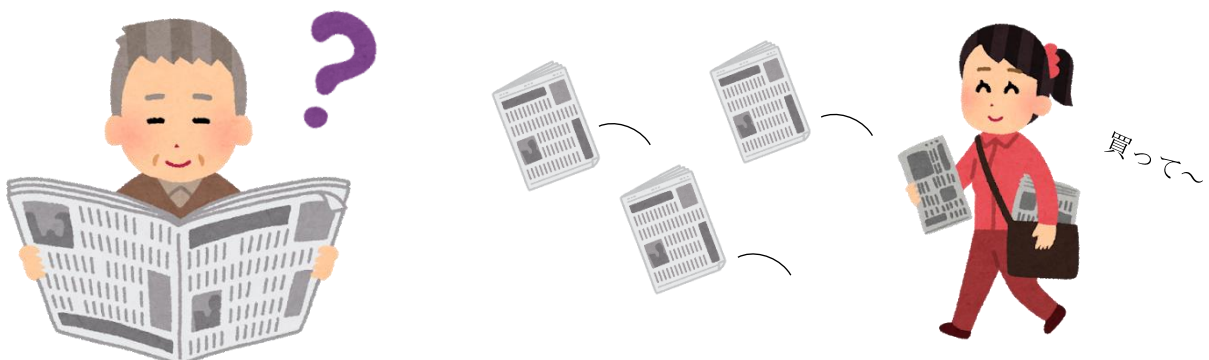
**A：** 訪問販売で新聞を契約した場合、特定商取引法の規制の対象になります。事業者には勧誘に先立って勧誘目的や事業者名を告げる、法律で定められた事項を記載した書面の交付などが義務付けられています。消費者は書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが可能です。さらには断っている人に勧誘を続けることや、消費者の経済状況などに適さない勧誘を行うことを違反行為としています。

新聞の公正競争規約では、新聞契約に伴う景品の上限を設けており、取引価格の8%、または6カ月分の購読料の8%のいずれか低い金額としているので、通常、最高でも2000円程度ということになります。

また、日本新聞協会と新聞公正取引協議会は新聞購読契約に関するガイドラインを作成し、解約の申し出があった場合の対応方針を示しています。ガイドラインでは購読契約後、解約に応じるべき場合として「上限を超える景品類の提供」「購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居」などとしています。また、上限を超える景品類が提供されていた場合、解約に当たっては景品の返還を請求してはならないとしています。

相談者には以上のことを説明し、クーリング・オフ期間を過ぎていても、販売店の勧誘方法の問題点などを伝えて話し合うことは可能と助言しました。当センターから販売店に連絡し、断っている人に勧誘を続けていること、米10kg分は景品の上限を超えていること、契約者は病気のため購読が困難であることなどを伝え、解約を求めました。販売店から事情を考慮し、景品の返還は求めず解約に応じると回答があり、相談者が1か月分の購読料を払うということで解決しました。

(道立消費生活センター発行「きらめっく」NO.112から)



# 〇さまざまな<sup>かた</sup>騙り詐欺にご注意！

## (1) 佐川急便やヤマト運輸をかたるショートメールにご注意！

ここ最近、大手宅配業者をかたる SMS（ショートメールサービス）による詐欺が横行しています。「不在通知」や「出荷完了メール」「商品発送のお知らせ」などといった件名でメールを流し、そこに記載されている URL をクリックすると偽サイトに繋がりと、不審なアプリをインストールさせるといった手口です。不審なアプリをインストールしてしまうと、自身の携帯から、自分に送られてきたものと同じメールを見知らぬ電話番号宛てに多数送信されてしまうなどといった被害が出ています。偽のメールに騙された人が、数珠つなぎのようにメールの発信源とされてしまい、大きな拡散力を持ってしまっています。中には、海外にメールを送信されてしまい、気づかないうちに膨大な国際 SMS 料金が発生してしまうというケースもあります。また、宅配会社に限らず有名な携帯電話会社をかたる手口も報告されています。



有名な企業からショートメールが届いても、簡単に URL を開かずに、公式サイトなどで確かな情報確かめるよう細心の注意を払ってください！

**インターネットを使った詐欺は、年々巧妙化しています！！**

## (2) 「警察官」「息子」「役所職員」をかたる詐欺電話

道内各地で警察官や息子、役所職員を名乗る、詐欺と思われる電話が相次いでいます。登別市においても、電話ではありませんが「市役所の人から委託されている」と偽って自宅に訪問し、改修工事に取りかかるという事例が実際にありました。

相手が息子などの親族、警察官や役所職員のような公的機関を名乗る場合でも、「お金」に関する電話は詐欺を疑ってください！

## ◇消費生活センターについて◇



消費生活センターは登別市役所 1 階 2 番窓口の市民サービスグループ内にあります。相談は平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで受け付けており、電話や来庁での相談対応を行っています。

消費生活に関するトラブルは、年々巧妙化し、被害額も大きくより深刻化しています。どこに相談してよいか分からないとき、契約や取引に関するトラブル、製品事故、多重債務などを窓口で受け付けております。

また、相談者のプライバシーの保護や相談しやすい環境に努めるとともに、高齢者や障がいをお持ちの方には、訪問対応も行っております

ので、お気軽にご相談ください。



(消費者庁イラスト集より)

▶ 登別市消費生活センター：☎ 8 5 - 3 4 9 1

## 見守り 新鮮情報

見知らぬ事業者から「平成から**年号が変わる**。天皇陛下の**アルバム**を買わないか」と**電話**があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。

本来8万円だが、

3万8千円で買えると言われた。最終的に**断った**のに一方的に自宅にアルバムが**配送**され、夫が**受け取って**しまった。

(70歳代 女性)



# 天皇陛下の退位に 便乗した商法にご注意

## ひとこと助言

注意して



- 天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。